

中核市要件の変遷

	人口	面積	昼夜間人口比率(※)
平成7年 制度創設時	30万以上	100km ² 以上	100超 (人口50万未満の場合)

※最近の国勢調査の結果による当該市の従業地・通学地による人口を当該国勢調査の結果による当該市の常住地による人口で除して得た数値に百を乗じて得た数値

昼夜間人口比率要件の廃止

地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年7月8日)において、中核市となる要件の緩和について地方分権推進計画に間に合うよう検討を行うこととされ、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において昼夜間人口比率等中核市となる要件を見直すための所要の法制上の措置を講じることとされた。

これを踏まえ、市町村優先の原則の観点から改めて検討された結果、人口と面積の要件だけで相応の都市としての諸機能、行政需要、規模能力等があるものとみられることから、平成11年の地方分権一括法(平成11年法律第87号)の改正により廃止。

	人口	面積
平成11年 改正後	30万以上	100km ² 以上

面積要件の緩和

第26次地方制度調査会答申(平成12年10月25日)において、「権限委譲を積極的に推進するため」、「移譲される事務に関する行政需要のまとめ、これに対応する行財政能力、都道府県の行政サービスの効率性といった観点を踏まえ、人口50万以上の市については面積要件を廃止することが適当である」とされた。

これを踏まえ、指定都市の要件が人口50万以上の市とされ面積要件がないことに鑑み、人口50万以上の市については面積要件を廃止。

	人口	面積
平成14年 改正後	30万以上	100km ² 以上 (人口50万未満の場合)

面積要件の廃止

第28次地方制度調査会答申(平成17年12月9日)において、「市町村合併が推進され…(略)…基礎自治体の規模・能力は相当拡充される見込み」「指定以後、都道府県行政との関係で特段の問題となるような状況が生じていない」「さらに規模・能力に応じた基礎自治体への事務権限の移譲を進める観点から、…(略)…都道府県行政に関する配慮から設定されてきた面積要件については、この際廃止することが適当」とされた。

これを踏まえ、地方分権の観点から規模・能力に応じたさらなる権限移譲が進められるべきことから、中核市の指定に係る面積要件を廃止。

	人口
平成18年 改正後	30万以上

人口要件の変更(特例市制度との統合)

第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)において、「まちづくりや環境規制の分野において一般市への事務の移譲が進展した。これを踏まえて、特例市に対して更なる事務の移譲を進めることが必要である。」「人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである。」とされた。

これを踏まえ、特例市制度を廃止し、中核市の指定に係る人口要件を「人口20万人以上の市」に変更。

	人口
平成26年 改正後	20万以上